

■ 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模

※ 以下の①および②について、その都度検査する(法7条の3参照)

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	対象建築物	適用の除外	施行
全域	階数が3以上である共同住宅(2階の床・梁に配筋するもの) ・ ※法7条の3参照 ・ ※プレキャストの場合を含む	・ なし	H19.6.20～

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(京都府)

特定行政庁	対象建築物	適用の除外	指定期間
京都府	新築 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造若しくは鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらの構造が混合した構造の新築の工事を行う建築物で、以下のいずれかに該当するもの。	・ 法第85条の規定の適用を受ける建築物	—
	・ 一戸建て住宅、兼用住宅、長屋又は共同住宅で、地階を除く階数が2以上のもの又は床面積が50㎡を超えるものであり、主要構造部が木造(木造とその他の構造が混合した構造を含む。)であるもの。	・ 法第68条の11第1項の規定の適用を受ける建築物	
	・ 法別表第1の(1)の項から(4)の項までの(イ)欄に掲げる建築物で、申請部分の床面積が1,000㎡を超えるもの。	・ 法第18条第1項の規定の適用を受ける建築物	
京都市	新築 増築 改築 移転 主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の全部又は一部を木造とした住宅、兼用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)、長屋、共同住宅又は寄宿舎で、地階を除く階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超えるもの。	・ 法第85条の規定の適用を受ける建築物 ・ 法第68条の11第1項の規定による型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造された型式部材等を使用した建築物 ・ 法第18条第1項の規定の適用を受ける建築物	—
	・ 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの。		
宇治市	新築 増築 改築 移転 木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造またはこれらの構造が混合した構造の建築物で、以下のいずれかに該当するもの。	・ 法第85条の規定の適用を受ける建築物	H12.4.1～H27.3.31
	・ 主要構造部の全部または一部を木造とした住宅、兼用住宅、長屋または共同住宅(法第7条の3第1項第1号で規定する共同住宅を除く。)で、地階を除く階数が2以上のもの、または床面積が50㎡を超えるもの。	・ 法第68条の11第1項の規定による型式部材等製造者の認証を受けた者による当該認証に係る建築物	
	・ 法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる特殊建築物(法第7条の3第1項第1号で規定する共同住宅を除く。)で、その床面積の合計が500㎡を超えるもの又は地階を除く階数が3以上のもの。	・ 法第18条第1項の規定の適用を受ける建築物	

※新築は、棟新築の建築物です。

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。

■ 中間検査の特定工程および特定工程後の工程

①法7条の3第1項第1号によるもの

地域	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
全域	RC・SRC造 など	2階の床およびこれを支持する梁への配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)の工事 (※法7条の3参照)	特定工程の配筋(プレキャストコンクリート部材ならば接合部)を覆うコンクリートを打設する工事

②法7条の3第1項第2号により特定行政庁が指定したもの

(京都府)

特定行政庁	主要な構造	特定工程	特定工程後の工程
京都府	木造	屋根の小屋組の工事	壁の外装工事又は内装工事
	S造、 RC造、 SRC造	2階の床の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものにあつては、2階のはり及び床版の取付け工事、平屋のものにあつては、屋根床版の配筋工事又は建方工事)	2階の床及びはりのコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものにあつては、2階の柱及び壁の取付け工事、平屋のものにあつては、屋根床版のコンクリート打込み工事、壁の内装工事又は外装工事)
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を2以上の工区に分割して施工する場合は、最も早く施工する工区の工事を特定工程とする。 ・ 法第7条の3第1項第1号に掲げる工程を除く。 		

京都市	基礎工事に関する工程		
	階数が1の 特定特殊 建築物※1		
	特 定 階 数 が 特 殊 2 建 以 上 の 建 築 物 の	木造 S造 RC造、 SRC造 混合 構造	基礎又は地中はりの配筋工事の工程
	基礎又は地中はりのコンクリートを打設する工事の工程		
	建方工事に関する工程		
	2階建て 住宅等※2	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、木材で組まれた枠組みを設置する工事の過程)	木造の軸組を覆う床、壁及び天井を設ける工事の工程(枠組壁工法にあつては、枠組みを覆う屋内側の壁及び天井を設ける工事の工程)
	特 定 階 数 が 2 以 上 の 建 築 物 ※3	木造	最初の床版を取り付ける工事の工程
	RC造、 SRC造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程	2階の床及びこれを支持するはりのコンクリートを打設する工事の工程
	混合 構造	2階の床の構造の区分に応じ、上記に掲げる建方工事に関する特定工程	2階の床の構造の区分に応じ、上記に掲げる建方工事に関する特定工程後の工程
	備考	<ul style="list-style-type: none"> ※ 「特定特殊建築物」とは、法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超える1もの。 ※ 「2階建て住宅等」とは、主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の全部又は一部を木造とした住宅、兼用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)、長屋、共同住宅又は寄宿舎で、地階を除く階数が2以上又は延べ面積が50㎡を超えるもの。 ※ 主要構造部(床・屋根及び階段を除く。)の全部又は一部が主要な構造欄に明示されている構造としたもの。 ・ 「木造の軸組」は、土台、柱、はり及び筋かいを示す。 ・ 「枠組壁工法」は、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法を示す。 ・ 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により、1の建築物について複数の工区に分けて工事を行う場合にあつては、それぞれの工区における当該工事の工程を中間検査の対象とします。 → 全工区対象 	

宇治市	住宅等 ※1	木造、S造、RC造	木造の軸組を金物等により接合する工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、木材で組まれた枠組を設置する工事の工程)	木造の軸組を覆う床、壁または天井を設ける工事の工程(枠組壁工法による場合にあつては、枠組を覆う屋内側の壁または天井を設ける工事の工程)
	特殊建築物 ※2	SRC造、混合構造	2階の床の配筋工事(配筋工事を現場で施工しないものについては、2階のはりおよび床版の取付け工事の工程、平屋のものについては、屋根床版の配筋工事または建方工事の工程)の工程	2階の床およびはりのコンクリート打込み工事(コンクリート打込み工事を現場で施工しないものについては、2階の柱および壁の取付け工事の工程、平屋のものについては、屋根床版のコンクリート打込み工事の工程、壁の内装工事または外装工事の工程)の工程
	備考	※「住宅等」とは、主要構造部の全部または一部を木造とした住宅、兼用住宅、長屋または共同住宅(法第7条の3第1項第1号で規定する共同住宅を除く。)で、地階を除く階数が2以上のもの、または床面積が50㎡を超えるもの。 ※「特殊建築物」とは、法別表第一(イ)欄(一)項から(四)項までに掲げる特殊建築物(法第7条の3第1項第1号で規定する共同住宅を除く。)で、その床面積の合計が500㎡を超えるものまたは地階を除く階数が3以上のもの。 ・「木造の軸組」は、土台、柱、はり及び筋かいを示す。 ・「枠組壁工法」は、木材で組まれた枠組みに構造用合板その他これに類するものを打ち付けた床及び壁により建築物を建築する工法を示す。 ・建築物の規模、敷地または周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあつては、それぞれの当該工事の工程を完了する範囲を中間検査の対象とする。 → 全工区対象 ・法第7条の3第1項第1号に掲げる工程を除く。		

※変更される場合がありますので、あくまでも参考として下さい。

※詳細につきましては、各特定行政庁へご確認ください。